

旅館・レンタルルーム規制条例の改正骨子

簡易宿所などが市内に建築等される際、許可権限は保健所であるため、市では開業情報などをつかむことが困難となっています。

また、周辺住民の方が不安を抱えている場合や、詳細を知りたいという要望がある場合でも、市には情報もなく権限もないため事業者に接したり指導したりすることができず、地域の実情に配慮した運営を求めることができない状況にあります。

住民の懸念や不安の解消のため、説明会の開催などを事業者に求めることで、近隣住民の方の不安を少しでも解消できることを目的とし、条例を改正します。⇒武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例（仮称）



- ・開業情報を把握でき、事業者と直接コンタクトできるようになります。
- ・市は事前協議、標識の掲出等、説明会の開催等、指導及び勧告を行うことができるようになります。



- ①地域住民の方は、直接事業者から話を聞いたり、要望を述べたりすることで、地域コミュニティの環境を守ることができます。
- ②市は、ゴミだしルールなどの市の要望を事業者に伝えることができます。市の方針を伝え協力をお願いすることもできます。
- ③事業者は、周辺住民の方の理解を得る機会ができ、今後の地域とのトラブル防止になります。

改正条例の主な内容

- ◆旅館業に該当する簡易宿所営業などについて、旅館業者に以下の努力義務の新設及び規定の改正をします。
 - ①市長との協議……新築、増築、改築及び移転、修繕及び模様替並びに用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設の用途に供する建築物にするもの）、及び営業に関する事項について、事前の協議を必要とする。
 - ②標識の掲出等……対象施設の周辺の住民等に対し、計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識の掲出等をする。
 - ③説明会の開催等…建築等又は営業にあたり、周辺の住民等との紛争が生じないよう住民等に対し、説明会の開催等をおこなう。
 - ④指導及び勧告……条例の規定を遵守しないとき、市長は遵守するよう必要な指導及び勧告をすることができる。
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により、レンタルルーム営業が同法の適用を受けることになったことに伴い当該営業を営む者を適用対象から除きました。
- ◆事業者が市に関与できる仕組みをつくることで、住民と事業者との双方にメリットがあるものにします。
- ◆施行期日は、平成31年4月1日から施行します。